政　令

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年六月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第十八号

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）別表第八号の規定に基づき、この政令を制定する。

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

四百五十二　特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律（平成三十年法律第百三号）

附　則

この政令は、特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律（平成三十年法律第百三号）の施行の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年六月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第十九号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十四条及び第百十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第十三号中「の船舶」の下に「（船員室の新設、増設又は拡大により総トン数が五百トン未満から五百トン以上となつたもの（五百十トン未満のものに限る。）のうち厚生労働省令で定めるものを含む。）」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　根本　匠

内閣総理大臣　安倍　晋三

児童福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年六月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二十号

児童福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第二項第二号、第二十一条の五の四第三項、第二十一条の五の十二第二項、第二十四条の二第二項第二号及び第二十四条の六第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一号及び第二号中「第五号」を「第六号」に改め、同条第五号中「第二十五条の二第二号ホ及び第二十七条の二第三号」を「第二十五条の二第二号ヘ及び第二十七条の二第四号」に改め、「通所給付決定保護者をいう。」の下に「第二十五条の六第二号及び」を加え、「又は通所給付決定保護者」を「、通所給付決定保護者」に改め、「該当する場合における当該通所給付決定保護者」の下に「又は全ての負担額算定基準者が無償化対象通所児童である通所給付決定保護者」を加え、同号を同条第六号とし、同条第四号中「（通所給付決定保護者の児童（これに準ずる者として厚生労働省令で定める者を含む。）をいう。以下この号及び第二十五条の二において同じ。）」を削り、同号イ⑴中「障害児」の下に「（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）」を加え、同号イ⑵中「最年長者である障害児」の下に「（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）」を加え、同号ロ⑵中「障害児」の下に「（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）」を加え、同号を同条第五号とし、同条第三号中「第五号」を「第六号」に改め、同号イ⑴中「である障害児」の下に「（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）」を加え、同号イ⑵中「最年長者である障害児」の下に「（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）」を加え、同号ロ中「前号」を「第二号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　負担額算定基準者（通所給付決定保護者の児童（これに準ずる者として厚生労働省令で定める者を含む。）をいう。以下この条及び第二十五条の二において同じ。）のうちに無償化対象通所児童（通所給付決定（法第二十一条の五の五第一項に規定する通所給付決定をいう。以下同じ。）に係る三歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した障害児であつて、小学校就学の始期に達